

令和 3 年 6 月 9 日現在

機関番号：12101

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2020

課題番号：16K01858

研究課題名(和文) 親の離婚後の子どもの精神発達に関する研究 - 面会交流のあり方と養育費授受の影響 -

研究課題名(英文) A study on the mental development of children who have experienced parental divorce: Effects of visitation and child support.

研究代表者

野口 康彦 (Noguchi, Yasuhiko)

茨城大学・人文社会科学部・教授

研究者番号：30434541

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,600,000円

研究成果の概要(和文)：量的調査の結果から、面会交流の実施と養育費の支払いを行う意義は、親の離婚を経験した子どもの肯定的な結婚観に影響を及ぼす可能性があるとする唆された。また、個別調査の結果では、子どもの養育に関する離婚後の両親の協力的な関係は、別居親に関する話題を子どもと同居親が共有できることから、別居親に対する子どもの信頼感を高くする効果があることが分かった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

司法や行政が必ずしも介入しないわが国の離婚制度の現状では、子どもにとって、養育費や面会交流をめぐる養育問題が緊急の課題となっている。面会交流の施行のあり方や養育費の授受の取り決めは、子ども側の権利である。当事者を対象とした調査の成果は、親の離婚を経験した子どもやその家族に対する有用な支援を検討する上でも、貴重な基礎的な資料となるだろう。

研究成果の概要(英文)：The results of a quantitative survey suggested that implementing visitation and paying child support may influence a positive view of marriage among children who have experienced their parents' divorce. In addition, the results of an individual survey indicated that cooperation in childrearing by divorced parents increases a child's trust in the non-custodial parent since the child and his or her custodial parent can discuss topics related to the non-custodial parent.

研究分野：臨床心理学

キーワード：親の離婚 面会交流 養育費

1. 研究開始当初の背景

2015(平成27)年の離婚件数は22万6198組であり、同年の婚姻件数は63万5096組であった。日本において約9割を占める協議離婚では、養育費と面会交流の取り決めに関する法的義務は課せられない。だが、離婚後に母子家庭となった生活環境では、司法の関与しない離婚手続の弊害が子どもの経済的貧困や養育問題として顕現している。その一方で、多くの場合、別居親あるいは非監護親となる父親の養育責任は放置されたままとなり、子どもの精神的・身体的な発達にかかわる重要な要素である養育費の支払いや面会交流のあり方に関する制度的施策の具体的な進展は見られない。単独親権制度が採用されているわが国では、家族形態や生活環境の変化に伴い、親の離婚を経験した子どもには、別れた側の親との交流やひとり親家庭における経済的困難など、新たな環境への適応が問題となっている。

平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告(厚生労働省, 2017)によると、面会交流の実施率は母子世帯が29.8%で、父子世帯が45.5%であった。また、養育費の授受については、母子世帯では43,707円で、父子世帯は32,550円であったと報告されている。さらに、「第5回(2018)子育て世帯全国調査」(労働政策研究・研修機構, 2019)では、過去1年間における離別父親の44.2%は子どもとの交流が「全くない」状態であり、そのうち離婚5年以上の離別父親の半数以上(51.6%)が子どもとの交流はなしであるという。一方、養育費の受取率は、交流頻度が「月1回以上」では36.0%、「年に数回」では30.3%、「ほとんどない」では14.3%、「全くない」では10.4%となっており、離別父親と子どもとの交流の頻度は、養育費の受取率とは正の比例関係にあると指摘されている。

司法や行政が必ずしも介入しないわが国の離婚制度の現状では、上述したような養育費や面会交流をめぐる養育問題が緊急の課題となっている。離婚紛争で親は自分のことで精いっぱいになってしまう傾向もあり、子どもの利益が十分に守られるためには、行政や司法など、第三者が離婚の手続きに介入する必要があるのではないだろうか。

2. 研究の目的

本研究の目的は、申請者がこれまで行ってきた、親の離婚を経験した子どもの精神発達に関する研究を踏まえ、面会交流のあり方と養育費の授受が子どもの発達に及ぼす影響を解明し、離婚後の子どもの利益の実現に向けた問題提起を行うものである。本研究では、質問紙及びインタビュー調査とNPO法人が運営する面会交流支援機関でのフィールドワーク的調査、そしてノルウェーにおける離婚後の子どもへの社会的なサポート体制について分析し、発達に応じた子どもの意見の尊重のあり方、子どもの視点に立った面会交流の意義と望ましい方法、そして子どもの発達において養育費の有する社会・心理的な重要性に関して考察を行う。

これらの複眼的で多層的な調査を通して、子どもの発達の保障と権利の実現という視点から、離婚後の子どもの養育環境を整備する政策のあり方を含めた学術的な提言を行いたい。

3. 研究の方法

研究の方法は、主として以下の3つによる。

(1) 質問紙による量的調査

・国内の国立及び私立大学に在籍する大学生を対象とし、心理的評価を含む質問紙調査を行った。

(2) 個別インタビュー調査

・質問紙を配布する際に調査協力者を募っておき、後日個別的な調査を行う。また、それとは別に調査協力者を募り、個別的な調査を実施した。

(3) 面会交流与養育費の授受に関するアンケート調査

・インターネット・リサーチ会社に依頼し、離婚・再婚者を対象として、WEBによるアンケート調査を実施した。計800名のサンプル数となっている。

なお、新型コロナウイルスの影響により、面会交流支援団体への訪問、そして海外視察調査など、研究計画の一部を変更した。

4. 研究成果

(1) 量的調査の結果から

量的調査においては、親の離婚、再婚を経験した子どもの結婚観について、面会交流の有無との関連から検討を行うことを目的とし、関東、関西、中国地方の5つの大学の大学の717名(男性257名/女性419名/性別無回答41名)を分析の対象とした。質問紙は「結婚観尺度」(竹原・三砂, 2006)の自立感を除いた19項目と「両親間葛藤認知尺度」(川島ら, 2008)の「葛藤の深刻さ」12項目を用いた。

その結果、面会交流を行っている場合、親の離婚を経験した子どもは、「温かい家庭」という結婚観を持つ傾向があることが明らかになった。この結果は、面会交流を行う意義の一つに、親

の離婚を経験した子どもの肯定的な結婚観に影響を及ぼす可能性があることを示唆している。一方、面会交流を行っていない場合、親の離婚を経験した子どもが「犠牲・負担感」という結婚観を持つ傾向があることも明らかになった。子どもと別居親との面会交流が実施されるには、多くの場合、離婚後に同居親となる母親が子どもと別居親（やはり、多くの場合父親）との交流を認めているという前提がある。子どもの年齢にもよるが、同居親が離婚にまつわる出来事を子どもと共有しながら、また、元夫婦においては双方の葛藤や高感情とは距離をとりつつ、子どもの育ちについて協力し合う姿勢が、子どもの親像や、あるいは結婚観にも肯定的な影響を及ぼすのではないだろうか。子どもは親を異性関係のモデル、あるいは自身の有する家族イメージの素材として捉えている。そうであれば、離婚に至るまでの過程のみではなく、離別後も父母が双方を子育てのパートナーであるという認識の共有が、親の離婚が子どもの結婚観、さらには家族イメージに及ぼす影響を考えるうえでは重要な要因になると言えるだろう。

さらに、親の離婚群を対象とし、「養育費受け取り経験あり群」と「養育費受け取り経験なし群」の二群に分けて分析を行った。その結果、養育費を受け取った経験のない子どもに比べて、「現在も定期的にもらっている」「たまにもらう」「以前はもっていたが、現在はもっていない」という、養育費を受け取った経験がある子どもは、「結婚に関する興味」と「子どもがもたらす豊かさ」という結婚観を持つ傾向があることが明らかになった。これは、別居親が子どもに養育費を支払う意義として、子どもの肯定的な結婚観に影響を及ぼす可能性があることを示唆している。

(2) 個別インタビュー調査から

離婚後に父親が親権をとり、母親と別れて暮らす3人の女子学生に対してPAC分析を用いて行った個別インタビュー事例を通して、父親にとって、別れた妻との新たな関係の構築は重要な役割であり、子どもの養育に関する離婚後の両親の協力的な関係は、別居親に関する話題を子どもと同居親が共有できたり、同居親が別居親への否定的な感情を語る場面が少なくなるなど、別居親に対する子どもの信頼感を高くする効果がある。この3人の事例においても、同居親である父親への評価は、別居親となった母親への評価とつながっており、父親に対して娘が期待するのは、母親との協力関係の中で生きる父親の姿である。

(3) 文献研究から

既述してきたように、親の離婚そのものが子どもの発達に直接的な影響を与えるのではなく、離婚に至るまでの親の不仲の状態や離婚後の夫婦関係のあり方が子どもの精神的健康に関与する大きな要因となっている。別居・離婚後の父母葛藤だけでなく、別居親との交流、子育てに関する父母の協力、父母のペアレンティングとの関連について、今後は量的及び質的な研究が蓄積される必要があるだろう。また、別れて暮らす親と子の成長・発達、あるいは同居親と子どもとの関係の再構築について、長期的な視点による研究も重要となるだろう。

【文献】

- ・川島亜紀子・眞榮城和美・菅原ますみ・酒井厚・伊藤教子(2008)両親の夫婦間葛藤に対する青年期の子どもの認知と抑うつとの関連. 教育心理学研究, 56(3), 353-363.
- ・竹原健二・三砂ちづる(2006)結婚観尺度の作成. 民族衛生, 72(6), 225-233.

(4) シンポジウムの開催

2016年10月16日に「ひとり親・再婚家庭における子どもの発達と養育支援」というテーマでシンポジウムを開催した。シンポジストは、研究分担者の青木聡(大正大学)と小田切紀子(東京国際大学)に加えて、瀧川善和氏(水戸家庭裁判所主任家裁調査官)の4人であった。参加者は約40名程度であったが、一般市民の他にも、臨床心理士や離婚後の家庭や子どもにかかわる支援者が集まった。

2017年10月23日に、科研費による広報活動の一環、そして、調査研究のさらなる充実を目的とし、大正大学において、「離婚・再婚家族と子どもの養育支援シンポジウム」を開催した。参加者は、約60名程度であった。シンポジストには研究分担者である、大正大学・青木教授と東京国際大学・小田切教授も参加した。シンポジウムを通して、本研究のテーマである、面会交流と養育費が子の福祉(利益)にどのようにつながっているのか、さらには、再婚後の親子の面会交流の課題などについて活発な議論が展開された。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計9件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 野口 康彦	4. 巻 34巻
2. 論文標題 離婚・再婚家族と子どもをめぐる研究	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 精神科	6. 最初と最後の頁 406、410
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 野口 康彦	4. 巻 67巻
2. 論文標題 離婚・再婚家族と子どもの育ち	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 教育と医学	6. 最初と最後の頁 444、451
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 野口 康彦	4. 巻 36
2. 論文標題 親の離婚・再婚を経験した子どもと家族の支援	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 家族心理学年報	6. 最初と最後の頁 33-41
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 野口 康彦	4. 巻 16
2. 論文標題 離婚・再婚家族における子どもの発達と養育支援	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 子育て支援と心理臨床	6. 最初と最後の頁 49-53
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 野口 康彦	4. 巻 4
2. 論文標題 離婚後に別れて暮らす母親と娘との面会交流に関する探索的研究 3人の女子学生のPAC分析を通して	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 茨城大学人文社会科学部紀要 人文コミュニケーション学論集第4号	6. 最初と最後の頁 93-106
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 野口康彦・町田隆司	4. 巻 1
2. 論文標題 離婚後の養育費の支払い問題と子どもの発達	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 茨城大学人文学部紀要人文コミュニケーション学論集	6. 最初と最後の頁 25-40
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 野口康彦・高橋大輔	4. 巻 22
2. 論文標題 離婚後の子どもの貧困防止のための養育支援の必要性 臨床心理学と法学による協働的視点から - .	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 茨城大学人文学部紀要人文コミュニケーション学科論集	6. 最初と最後の頁 67-82
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 野口康彦・青木聡・小田切紀子	4. 巻 33(3)
2. 論文標題 離婚後の親子関係及び面会交流が子どもの適応に及ぼす影響	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 家族療法研究	6. 最初と最後の頁 331-337
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 青木聡・野口康彦	4. 巻 33(2)
2. 論文標題 ノルウェーの離婚制度.	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 家族療法研究	6. 最初と最後の頁 216-224
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件(うち招待講演 0件/うち国際学会 0件)

1. 発表者名 野口 康彦
2. 発表標題 親の離婚・再婚を経験した子どもの結婚観
3. 学会等名 日本離婚・再婚家族と子ども研究学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 野口康彦
2. 発表標題 「親権者決定と面会交流～離婚をめぐる夫婦・親子の福祉を考える」研究者の立場から
3. 学会等名 第18回司法福祉学会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 野口康彦・小田切紀子・青木聡・町田隆司・井村たかね
2. 発表標題 家族の過去・現在、そして未来
3. 学会等名 日本心理臨床学会第35回大会自主シンポジウム
4. 発表年 2016年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 小田切紀子・野口康彦・青木聡	4. 発行年 2017年
2. 出版社 金剛出版	5. 総ページ数 195
3. 書名 家族の心理	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分担者	青木 聡 (Aoki Akira) (40327987)	大正大学・心理社会学部・教授 (32635)	
研究 分担者	小田切 紀子 (Odagiri Noriko) (10316672)	東京国際大学・人間社会学部・教授 (32402)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------